

第2期 福井県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）

令和4年4月

福 井 県

目 次

1	計画策定の目的および背景.....	1
	(1) 背景	1
	(2) 目的	1
2	管理すべき鳥獣の種類.....	1
3	計画の期間.....	1
4	管理が行われるべき区域.....	2
5	現状.....	3
	(1)生息環境	3
	(2)生息動向および捕獲の状況	3
	(3)被害等および被害防除状況	15
	(4)その他	19
6	特定計画の評価と改善.....	19
7	管理の目標.....	20
	(1)目標を達成するための施策の基本的考え方.....	20
	①ユニット会議の開催	21
	②地域実施計画の作成	21
	③年度別事業実施計画の作成	21
	(2)外来種の扱いについて	21
8	個体群管理に関する事項.....	21
	(1) 有害鳥獣捕獲と個体数調整定.....	22
	① 有害鳥獣捕獲.....	22
	②個体数調整.....	22
	(2) 個体群の管理手法と捕獲オプションの決定.....	23
	(3)加害レベルの判定	25
	(4)生息実態の把握	25
	① 広域的な生息状況モニタリング	25
	② 管理を強化すべき加害群のモニタリング	26
	(5)捕獲個体の処理方法	26
9	被害防除対策に関する事項.....	26
	(1)誘引物の除去	27
	(2)防護柵の設置	27
	(3)追い払いの実施	27
	(4)緩衝帯の整備	28
	(5)餌付け禁止の徹底	28
10	生息地の保護および整備に関する事項.....	28
	(1) 広葉樹の割合が比較的多い森林	28
	(2) 針葉樹人工林の割合が比較的多い森林	28
11	モニタリング等の調査研究.....	28
	(1)生息状況	29

(2)被害発生状況	29
(3)被害対策実施状況	29
(4)捕獲状況	29
1 2 その他管理のために必要な事項.....	29
(1)計画の実施体制	29
①実施体制の整備	29
②被害防止計画への反映	30
③普及啓発・合意形成	30
④関係府県等との連携	30
引用文献.....	31

1 計画策定の目的および背景

(1) 背景

日本におけるニホンザルの分布域は 1978 年から 2003 年までの 25 年間に、1.5 倍に拡大し（環境省自然環境局生物多様性センター 2004）、それに伴って各地でニホンザルによる被害が顕在化している。人里近くへ進出した群れは、農作物への加害によって栄養価の高い食物を採食し、このことが高い出産率とそれによる個体数増加につながり、被害地域が拡大するという悪循環が発生している。

福井県では、嶺南地方や南越前町において、少なくとも 1980 年代からニホンザルによる被害が広く発生しており（ニホンザル保護管理研究会 1994）、当時は最も主要な加害獣種となっていた。その後、ニホンジカやイノシシによる被害の増加に伴って、ニホンザルによる被害に対する対策の重要性は相対的に低下したものの、依然広い範囲で被害が発生している。嶺南地方を中心にニホンザルの有害鳥獣捕獲が継続的に行われ、2006 年以降は毎年 400～600 頭が捕獲されているが、これらの地域ではニホンザルによる被害は引き続き発生している。また近年、嶺北地方でも山間部から人里にニホンザルが進出しつつあり、今後の被害拡大が懸念される。

こうした状況から、本県では平成 27 年に「福井県第二種特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）」を策定した。

(2) 目的

本計画は、本県におけるニホンザルの健全な個体群の安定的維持を図りつつ、ニホンザルによる農業被害と生活環境被害、人身被害を防止し、県民生活に影響のない程度まで減少させることを目的とし、個体群管理・被害防除対策・生息地管理を総合的、計画的に実施するために策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル (*Macaca fuscata fuscata*)

3 計画の期間

令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日

ただし、必要が生じた場合には計画期間中であっても見直しを行うこととする。

4 管理が行われるべき区域

福井県全域とする。

ただし、県内のニホンザルの群れのまとまりは大きく3つに区分されるため、県内を「北福井」、「丹南」、「嶺南」の3つの管理ユニットに区分し（表1、図1）、ユニット毎に生息状況や被害状況を把握するとともに、管理方針を定め、効率的な群れ管理を推進する。

表1 管理ユニットと関係市町

地域	管理ユニット	区分	関係市町	所管する県行政機関
嶺北	北福井	福井	福井市、永平寺町	福井農林総合事務所
		坂井	あわら市、坂井市	坂井農林総合事務所
		奥越	大野市、勝山市	奥越農林総合事務所
	丹南	丹南	越前市、鯖江市、池田町、南越前町、越前町	丹南農林総合事務所
嶺南	嶺南	二州	敦賀市、美浜町、若狭町	嶺南振興局二州農林部
		若狭	小浜市、おおい町、高浜町	嶺南振興局農業経営支援部

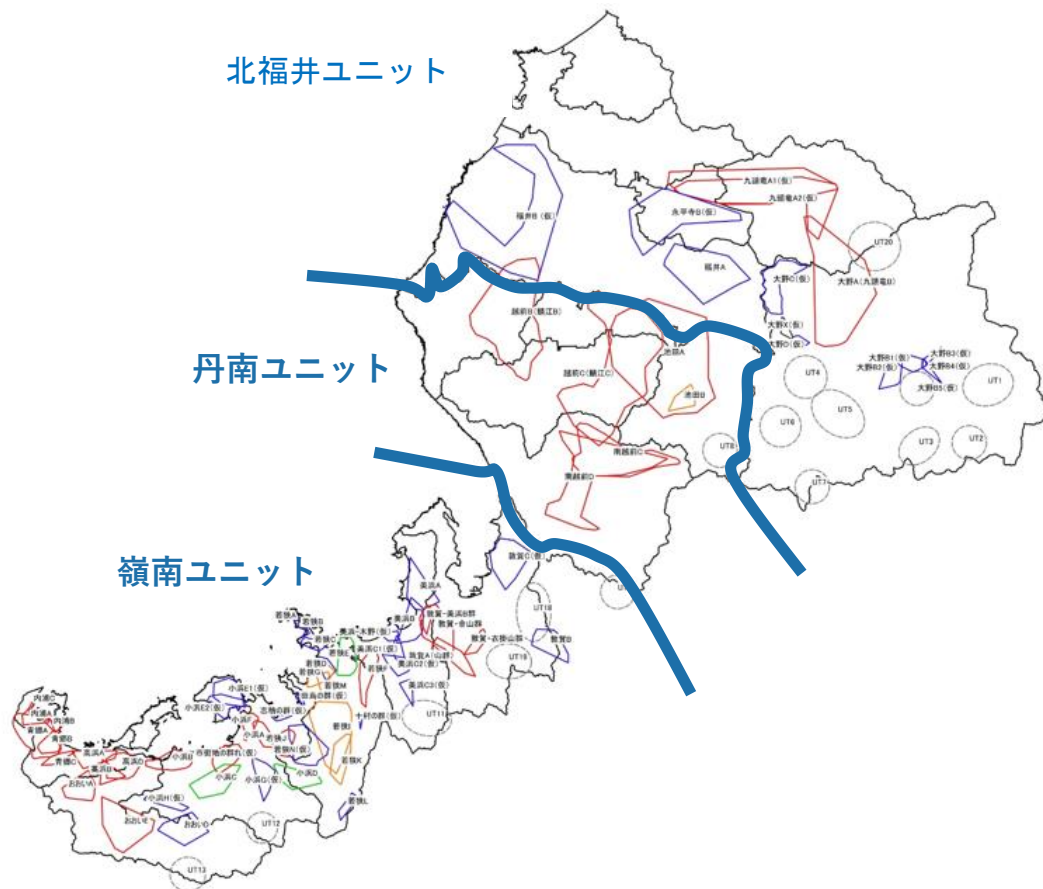


図1 管理ユニットの区分

5 現状

(1) 生息環境

本県の嶺北地域は、東部の山地に落葉広葉樹林帯（ブナクラス域）自然林を主体とする奥山であり、その西側は順に自然植生と人工林が混在する山地、森林と里地が混在する里山へと推移する。また、西部の丹生山地は大部分が里山的景観である。嶺南地域は、県境付近の山側が自然植生と人工林が混在する山地、海側が森林と里地が混在する里山的景観となっている。

嶺北地域の森林面積は 2,253km² で、そのうち落葉広葉樹林が 64% (1,440 km²) を、人工林が 32% (716 km²) を占める (図 2)。一方、嶺南地域の森林面積は 884 km² であるが、そのうち落葉広葉樹林が占める割合は 38% (338 km²) である。ただし、落葉広葉樹林に常緑広葉樹林 (34 km²) やアカマツ林を主体とするその他の森林 (211km²) を加えた人工林以外の森林は、嶺南地域の森林全体の 66% (583 km²) を占める。

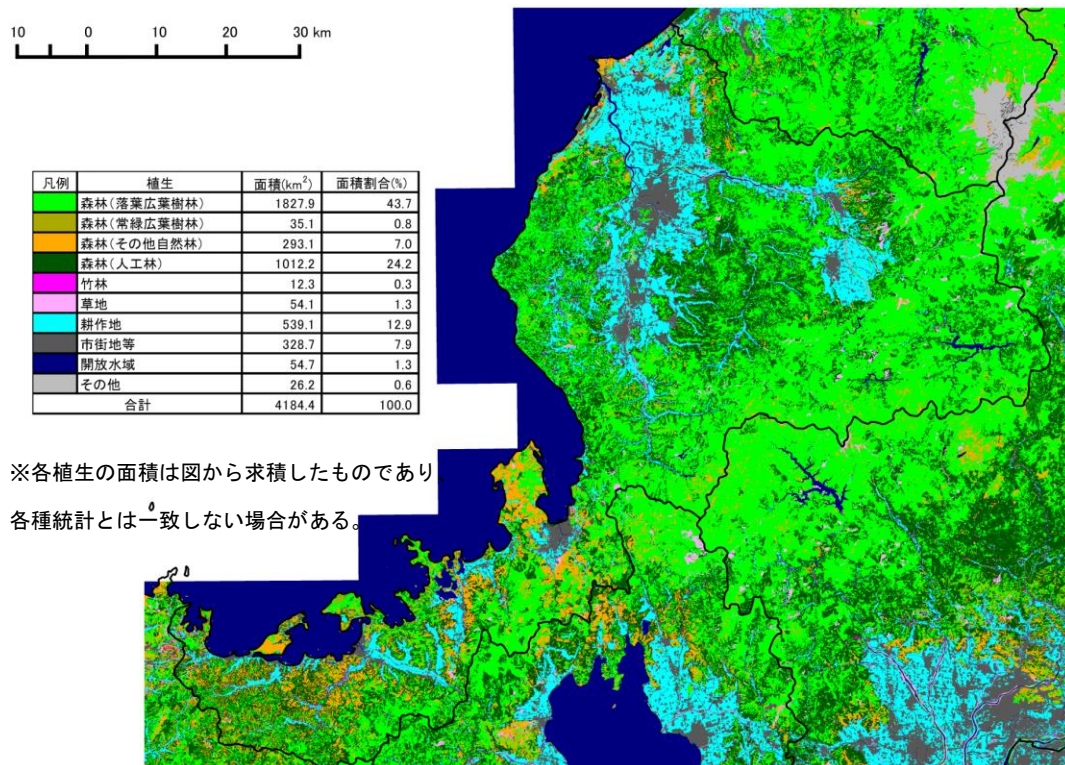


図 2 植生区分図

第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査 1/25,000 植生調査 GIS データ (環境省自然環境局生物多様性センター ; <http://www.vegetation.biodic.go.jp>) から調整。

(2) 生息動向および捕獲の状況

ア 分布状況の変遷

近世以降の本県におけるニホンザルの記録は、享保 6 年 (1721 年) に現在の池田町における生息に関する記述がある (池田町史)。また、嘉永三年 (1850 年)、南条郡河野・

今泉両浦、猿退治のため福井藩に鉄砲の借用を願うとの記述があり（浜野源三郎家文書）、文久二年（1862年）、升谷村（南越前町）の巡検記録で、猿による被害が出ていない旨の記述がある（後藤市兵衛家文書）。

大正12年に東北帝国大学医学部の長谷部言人教授が実施した全国ニホンザル生息状況に関するアンケート調査では、嶺南地域におけるニホンザルの分布が報告されているが、この時期のニホンザルによる被害は局所的であり、大部分は山中に生息していたと考えられる（ニホンザル保護管理研究会 1994）。福井県内におけるニホンザルの分布は、1978年時点では生息区画（5倍メッシュ）率は22.1%で、連続的な分布は嶺南地域のみであり、嶺北地域では県境付近の山地に限られていた（図3；環境省自然環境局生物多様性センター 2004）。2003年時点では生息区画率は56.2%に上昇し、連続的な分布域は嶺北地域の広い範囲に拡大している。また、群れに限ると、2008年12月時点で嶺北地域および嶺南地域の10市町で群れの分布が報告され、その区画率は31.2%であった（環境省自然環境局生物多様性センター 2011）。

その後、人里付近への分布の拡大により、少なくとも1980年代からニホンザルによる被害が広く確認されるようになり（ニホンザル保護管理研究会 1994）、第1期計画策定前の2011年、2012年に実施した出没カレンダー調査では、63群が存在し、そのうち人里付近に行動圏を持つ加害レベル[※]1以上の群れが43群確認された。2020年に第1期計画期間中のテレメトリー調査や出没カレンダー調査の結果をとりまとめ、ルートセンサス等の補足調査を行った結果、県全域で86群程度が存在し、そのうち加害レベル1以上の群れが68群程度存在すると推測され、第1期計画期間中に認知されるニホンザルの群れ数、加害群数は増加した（表2）。

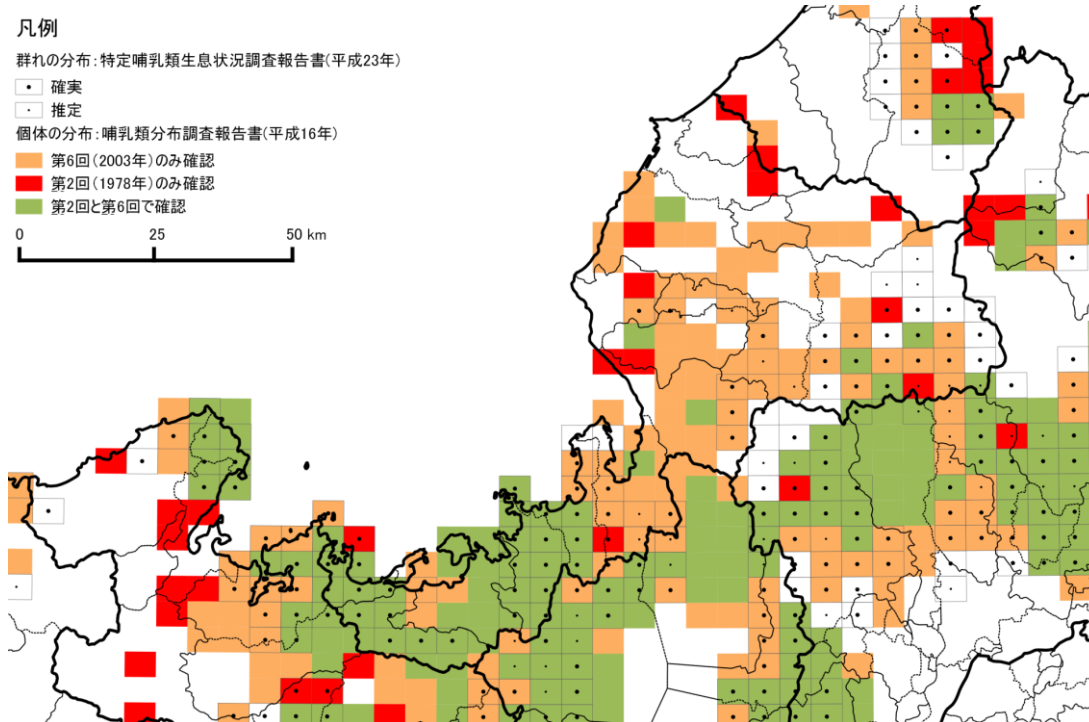


図3 ニホンザルの個体と群れの分布。環境省自然環境局生物多様性センター（2004, 2011）から調整。

※本計画における加害レベルは、特に断りのない限り「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成27年度）」（以下、ガイドラインという）に準拠する

イ 地域個体群の位置づけ

福井県に生息するニホンザルは、広域的には安定的な地域個体群である中部・近畿個体群に属する。遺伝子タイプとしては嶺北地域、嶺南地域とも、中部・近畿個体群のうち、京都府から新潟県までの日本海側に広く分布するタイプが確認されている (Kawamoto et al. 2007)。このほか、滋賀県東部で確認されている遺伝子タイプが嶺北地域と嶺南地域で、岐阜県中部で確認されている遺伝子タイプが嶺北地域 (奥越地区) でそれぞれ確認されており、これらの地域間で個体の交流があると考えられる。

ウ 群れの状況

これまでに県や市町が実施してきた調査の結果から、県内のニホンザル群は 86 群程度が分布し、このうち、30 群が嶺北地域に、56 群が嶺南地域にそれぞれ分布し、群れ内固体数は最大 2,525 頭と推定されている (表 2)。出没カレンダー調査等により具体的な情報が得られた 68 群のうち、後述する加害レベルが 4 以上の群れは 12 群が確認されている。管理ユニット別では、特に嶺南ユニットで加害群が多い。

表2 県内に生息するニホンザル群れの詳細

管理 ユニット	群れの 状況			第1期計画				第2期計画			
	群れ名	個体数水準	加害レベル	群れ名	個体数水準	加害レベル		ガイドライン基準			
			福井県基準			福井県基準	ガイドライン基準				
北福井	福井 A	30 頭以下	2	福井 A	30～40 頭程度	3		4			
				福井 B	10 頭程度	3		3			
				永平寺 B	10～20 頭程度	3		3			
	勝山 A	30～50 頭	2	九頭竜 A1	30 頭程度	3		3			
				九頭竜 A2	20～30 頭程度	3		3			
	大野 A	30～50 頭	3	大野 A (九頭竜 B)	46 頭程度	3～4		3～5			
	大野 B	30～50 頭	2	大野 B1	45～60 頭程度	3		3			
				大野 B2	40～60 頭程度	3		4			
				大野 B3	20～50 頭程度	3		3			
				大野 B4	20～50 頭程度	3		3			
				大野 B5	25～30 頭程度	—		不明			
				大野 C	30～60 頭程度	3		3			
				大野 D	20～60 頭程度	3		3			
				大野 X	30～60 頭程度	3		3			
		UT1	30 頭以下		UT1	不明	—		—		
		UT2			UT2	不明	—		—		
		UT3			UT3	不明	—		—		
		UT4	30 頭以下		UT4	不明	—		—		
		UT5	50～100 頭		UT5	不明	—		—		
		UT6	30 頭以下		UT6	不明	—		—		
		UT7			UT7	不明	—		—		
					UT20	不明	—		—		
北福井合計	11 群	260～370 頭		22 群	355～606 頭						

表2 (つづき)

管理 ユニット	第1期計画			第2期計画			
	群れ名	個体数水準	加害レベル	個体数水準	群れ名	加害レベル	
			福井県基準			福井県基準	福井県基準
丹南	越前 A	50～100 頭	3	越前 B	32 頭	3～4	3～5
	越前 B	50～100 頭	3				
	南越前 A	100 頭以上	3	越前 C	57 頭	3	4
	UT15						
	UT8			UT8	不明	—	—
	UT9			池田 B	不明	—	—
	南越前 B	30～50 頭	3	南越前 C	58 頭	3	3～4
	南越前 C	30～50 頭	3				
	UT10			UT10	不明	—	—
	UT14			池田 A	19 頭	3	3～4
	UT16			存在なし			
	UT17			南越前 D	41 頭	3	4
丹南合計	12 群	260～600 頭		8 群	207 頭		
嶺南	敦賀 A	30～50 頭	2	敦賀 A(山群)	不明	1	1
	敦賀 B	30 頭以下	2	敦賀 B	30～40 頭程度	3	4
				敦賀 C(仮)	50～60 頭程度	3	3
				敦賀-美浜 B 群	20～30 頭	1	1
				敦賀・衣掛山群	不明	2	2
				敦賀・金山群	30 頭未満	2	2
	UT18			UT18	不明	—	—
	UT19			UT19	10～20 頭程度	—	—
	美浜 A	30～50 頭	3	美浜 A	20～30 頭程度	3	4
	美浜 B	100 頭以上	3	美浜 B	50～60 頭程度	3	4
	美浜 C	50～100 頭	3	美浜 C1(仮)	30～50 頭程度	3	4
				美浜 C2(仮)	30 頭程度	3	4
				美浜 C3(仮)	30～50 頭程度	3	3

表2 (つづき)

管理 ユニット	第1期計画			第2期計画			
	群れ名	個体数水準	加害レベル	群れ名	個体数水準	加害レベル	
			福井県基準			福井県基準	福井県基準
				美浜-木野(仮)	20～30 頭程度	3	3
	UT11			UT11	不明	—	—
	若狭 A	30 頭以下	3	若狭 A	0?	—	—
	若狭 B	50～100 頭	3	若狭 B	10 頭程度	3	3
	若狭 C	30～50 頭	3	若狭 C	20 頭程度	3	3～4
	若狭 D	30～50 頭	3	若狭 D	30～50 頭	3	3～4
	若狭 E	50～100 頭	3	若狭 E	30 頭程度	3	4
	若狭 F	100 頭以上	3	若狭 F	30 頭程度	3	3
	若狭 G	30～50 頭	3	若狭 G	20～30 頭	3	3～5
	若狭 H	50～100 頭	3	若狭 I	30 頭	3～4	3～5
	若狭 I	50～100 頭	3				
	若狭 J	30～50 頭	4	若狭 J	30～50 頭程度	3	4
	若狭 K	50～100 頭	3	若狭 K	57 頭	3～4	3～5
	若狭 L	30 頭以下	2	若狭 L	20 頭程度	3	3
	若狭 M	30～50 頭	3	若狭 M	30～50 頭程度	3	3
				若狭 N(仮)	30 頭程度	3	3
				十村の群(仮)	10～30 頭程度	3	3
	小浜 A	30～50 頭	3	小浜 A	40～50 頭	3	3
	小浜 B	30～50 頭	3	小浜 B	40～45 頭	3～4	3～5
	小浜 C	30～50 頭	3	小浜 C	30 頭程度	3	3
	小浜 D	50～100 頭	3	小浜 D	10～20 頭程度	3	3
	小浜 E	30～50 頭	1	小浜 E1(仮)	20 頭程度	3	3
				小浜 E2(仮)	40 頭程度	3	3
				小浜 F	10～20 頭程度	3	3
				小浜 G(仮)	30～50 頭程度	3	3

表2 (つづき)

管理 ユニット	第1期計画			第2期計画			
	群れ名	個体数水準	加害レベル	群れ名	個体数水準	加害レベル	
			福井県基準			福井県基準	福井県基準
				市街地の群(仮)	30頭程度	3	3
				志積の群(仮)	20～30頭程度	3	3
				田烏の群(仮)	30頭程度	3	3
	UT12			UT12	不明	—	—
	おおいA	50～100頭	3	おおいA	30頭	2	2
	おおいB	30頭以下	3	高浜D	50頭程度	3	3～4
	おおいC	30頭以下	2	高浜B	50頭程度	2	2
	おおいD	100頭以上	3	おおいD	20～30頭程度	3	3～4
				小浜H(仮)	30頭程度	3	3
	おおいE	30頭以下	1	おおいE	40頭程度	3	3
	UT13			UT13	不明	—	—
	高浜A	50～100頭	3	内浦C	30頭未満	3	3～4
	高浜B	30～50頭	3	青郷A	40～50頭	4	5
				内浦A	25頭程度	1	1
	高浜C	50～100頭	3	内浦B	45頭程度	3	3～4
	高浜D	100頭以上	3	→青郷A			
	高浜E	50～100頭	3	青郷B	40頭程度	3	3～4
	(高浜F)			青郷C	30頭程度	2	2
	高浜G	30～50頭	3	高浜A	30頭程度	1	1
				高浜C	不明	不明	不明
	若狭H	50～100頭	3	若狭I	30頭	3～4	3～5
嶺南合計	40群	1,520～2,330頭		56群	1,427～1,712頭		
県内合計	63群	2,040～3,100頭		86群	1,989～2,525頭		

各管理ユニットにおける生息状況

北福井：22 群程度（うち加害レベル 1 以上 13 群）が分布し、森林面積の広い大野市にその大半が分布している。第 1 期計画策定時と比較して認知される群れが増加した。また、第 1 期計画策定時に認知されていた群れはいずれも加害レベルが増加し、分布域が拡大した。これまで群れの分布の記録がなかった坂井市では、令和 3 年に九頭竜 A1 群の分布拡大が確認された。大野 A 群や九頭竜 A1 群、九頭竜 A2 群では、被害動向の悪化に伴い平成 30 年度以降、電波発信器を用いたモニタリングが進んでいる。一方でその他の群れでは、近年詳細なモニタリングは実施されておらず、詳細な生息状況は不明である。以前から被害が発生していた大野市では第 1 期計画策定以前から各加害群に対し有害捕獲が継続されている。また、近年農作物や生活環境への被害が増加傾向にある勝山市では、令和 2 年度から九頭竜 A1 群や大野 A 群を対象とした地域実施計画が策定され、有害捕獲が開始された。

丹 南：8 群（うち加害レベル 1 以上 5 群）が分布し、市町間の連携により、全ての加害群に対し、群れ管理を目的に継続的な発信器の装着が行われている。モニタリングの進展により、第 1 期計画策定時の群れ情報が更新され、全 5 加害群で精度の高い群れ情報が収集されている。また全市町が地域実施計画を策定した上で、有害捕獲を継続的に実施しており、分裂を防ぎながらすべての加害群で個体数が減少している。一方で、現段階では加害度の低下には至っておらず、これまで被害がなかった地域への行動圏の拡大などの課題がある。越前 B 群、C 群や池田 A 群は、隣接する北福井ユニットと行動圏が重なるため、管理ユニット間での情報共有を行い、連携した取り組みが求められる。

嶺 南：56 群程度（うち加害レベル 1 以上 50 群）が分布し、第 1 期計画策定時と比較して群れ数が大きく増加した。第 1 期計画期間中に、嶺南地域 6 市町からなる嶺南地域有害鳥獣対策協議会や市町個別の取り組みにより一部の加害群に対する発信器の装着が行われ、モニタリングが進んできた。しかし嶺南地域には行動圏の比較的小さな加害群が、多数混みあって存在するうえ、群れによって調査年や調査手法、調査精度が異なること、さらに当該地域は捕獲圧の高い地域であることから、正確な群れの来歴を把握することが困難な状況にある。管理や被害防除が必要な加害群に対し、優先して継続的なモニタリングを行うことが必要である。京都府と行動圏が重なる加害群については、府県間での情報共有を行い連携した取り組みが必要である。

エ 捕獲の状況

第 1 期計画期間中、ニホンザルの捕獲は、有害鳥獣捕獲許可によって行われており、個体数調整による捕獲は行われなかった。捕獲頭数は経年的に増加傾向にあり、令和 2

年度は過去最多の 898 頭となった（表 3、図 5）。嶺南地域では、加害レベルの高い群れが集落や市街地周辺に多く分布し、被害を訴える住民からの要望に応える形で、計画策定以前から継続して県全体のほとんどの有害捕獲が行われてきた。一方、嶺北地域では、第 1 期計画期間中に捕獲数が増加し、平成 30 年度以降は県全体の捕獲数の 1～2 割を占めるようになった（表 3、図 5）。捕獲方法は大型捕獲檻等の囲いわなや箱わなを用いたわな猟が最も多く行われている（図 6）。また、シカ捕獲の強化と相まって、二州地区を中心に山林内に設置したくくりわなによる捕獲も多く行われている。

有害鳥獣捕獲は市町が実施し、県は捕獲にかかる経費を補助している（平成 14 年度開始、令和 3 年度現在、捕獲経費 7,000 円を上限に半額補助）。

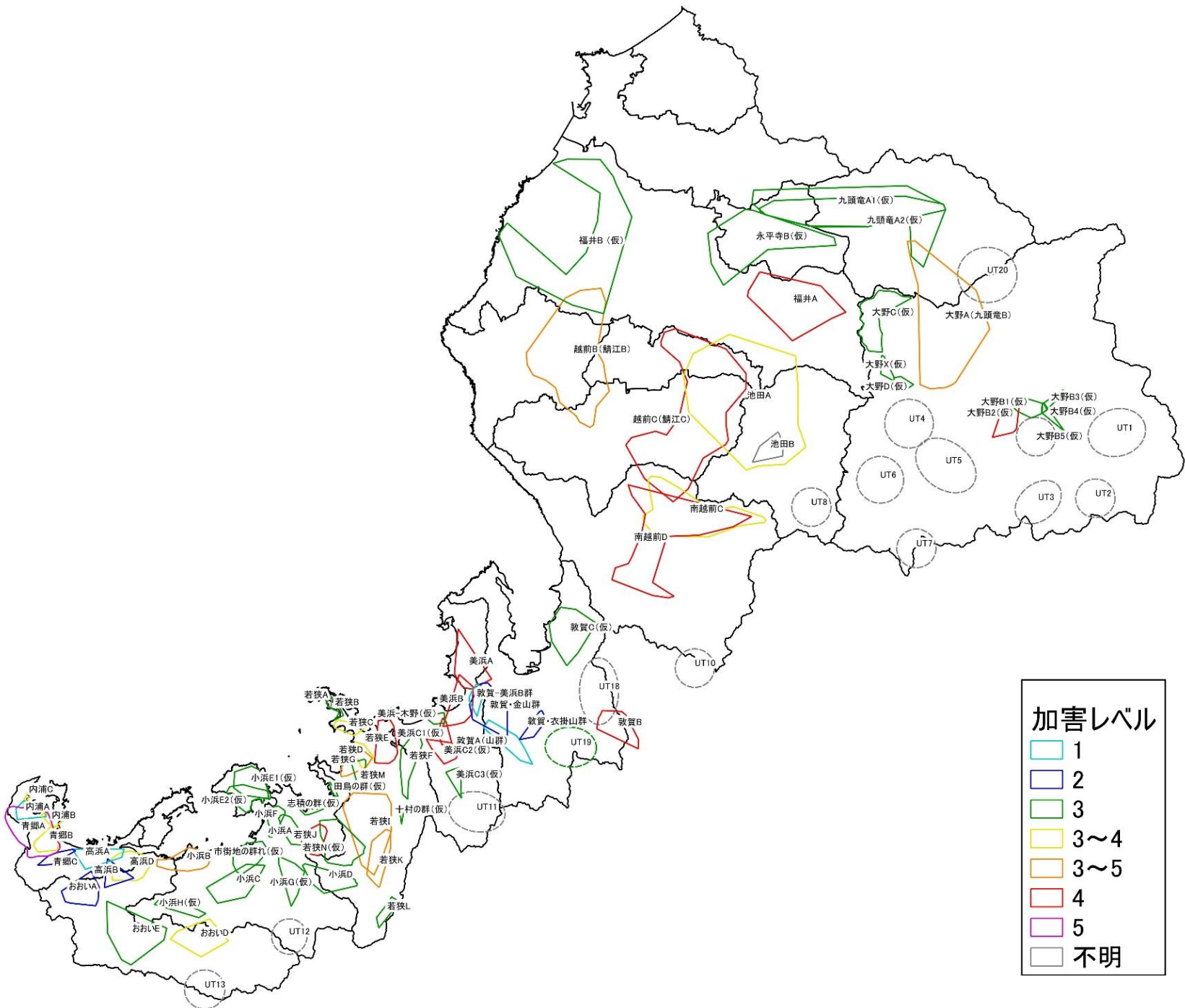


図3 福井県内に生息するニホンザル群れの分布と加害レベル

※ 加害レベルの定義は図12を参照。

表3 市町別のニホンザル有害捕獲数の推移

地域	ユニット	地区	市町	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		
嶺北	北福井	福井	福井市				1					1	3		1	3	8	8	4		
			永平寺町						1										1		
		坂井	あわら市																		
			坂井市																		
		奥越	大野市			1	3		2	6		2	6	3	2			15	36	92	
			勝山市																		15
	丹南	丹南	越前市			1							1		1	12	3	5	17	12	
			鯖江市										3	5	5	1		4	3	8	
			池田町														3	4	66	28	
			南越前町				1			1	8	4				12	32	37	10	19	
越前町																					
嶺南	嶺南	二州	敦賀市		9	5	7	15	42	8	46	33	35	31	97	62	125	142	85		
			美浜町	11	16	37	77	74	145	64	109	72	99	108	168	155	109	177	194		
			若狭町	92	288	201	200	184	180	77	129	97	119	98	139	88	90	102	133		
		若狭	小浜市	94	217	117	149	118	124	69	193	110	98	148	123	142	101	124	133		
			高浜町	14	10	7	13	13	26	34	47	48	113	251	221	100	113	122	107		
			おおい町	18	62	42	72	70	91	43	53	39	58	96	60	78	66	65	68		
合計				229	602	411	523	474	611	302	585	410	536	741	836	666	677	873	898		

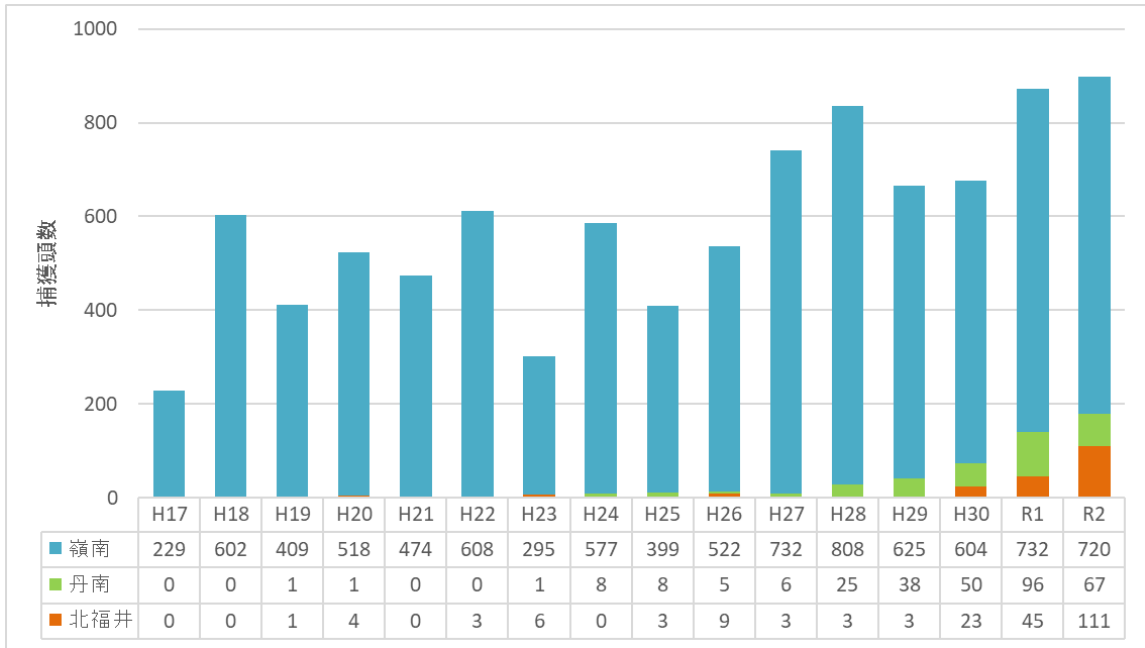


図5 ニホンザル有害鳥獣捕獲頭数の推移

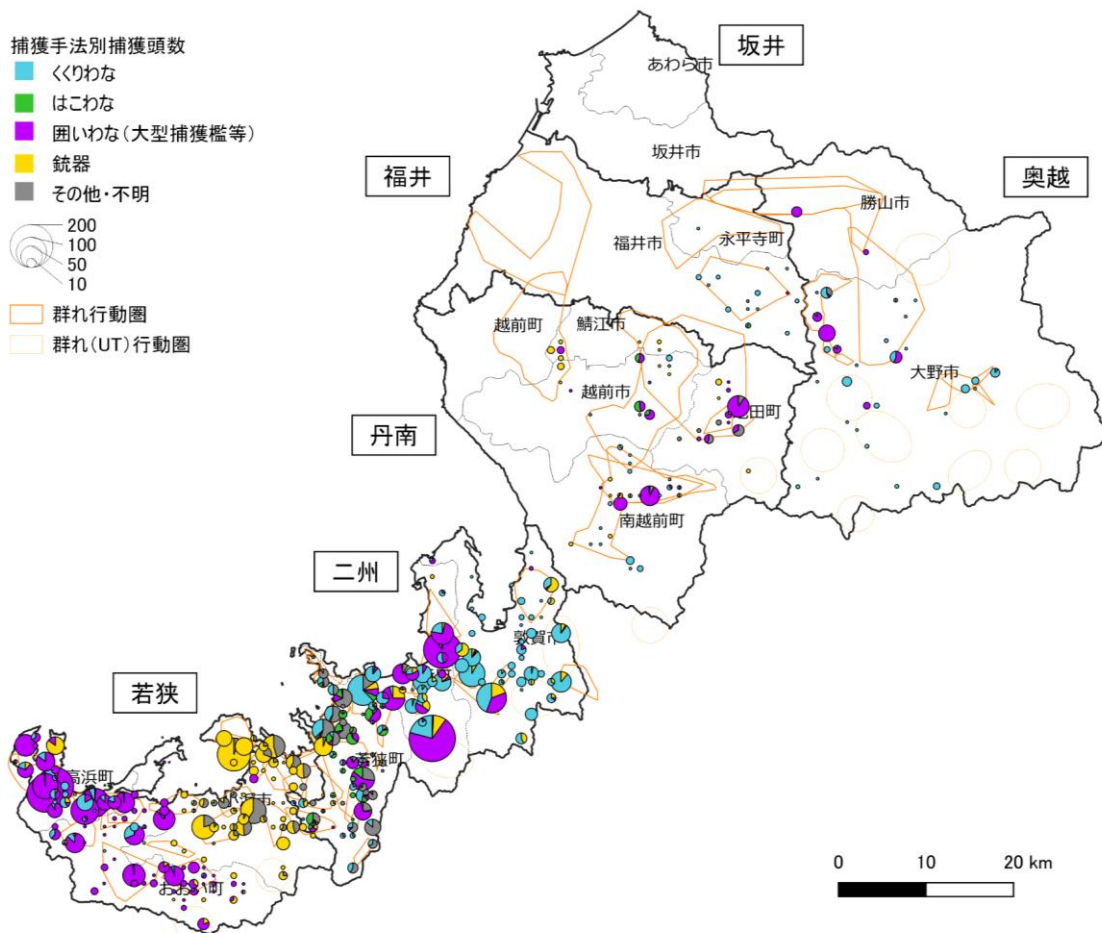


図6 ニホンザル捕獲手法別有害鳥獣捕獲頭数の分布(平成27年度～令和2年度)

※ 1kmメッシュ単位での有害鳥獣捕獲頭数(平成27年度～令和2年度の合計)

(3)被害等および被害防除状況

ア 農作物被害

令和2年のニホンザルによる農作物被害は、坂井地区を除く全ての市町において報告されており、10,175千円、14ha発生しており、鳥獣害全体に占める割合は、被害金額で約14%、被害面積で約11%である。図7は、ニホンザルによる農作物被害の推移を示したものである。被害額は平成23年以降、それ以前と比較して低い水準にあり、被害面積は平成19年以降、漸減傾向にあったが、令和元年以降再び増加する傾向にある。また、平成25年以降は、それ以前に比べて被害面積が減少したが、被害面積当たりの被害金額は増加する傾向がみられた。

作物別の被害は、平成30年以前では、野菜の被害が多かったが、令和元年以降は水稻の被害が増加している(図8、9)。被害面積は、すべての年で嶺南ユニットが他のユニットに比べて高かったが、被害金額は年によって変動が大きく、北福井や丹南ユニットでは嶺南ユニットを上回る年が認められた(図10、11)。いずれの管理ユニットにおいても近年被害金額は増加する傾向にある。

このほか、被害額や面積は把握できないものの、家庭菜園等での被害が各地で発生している。

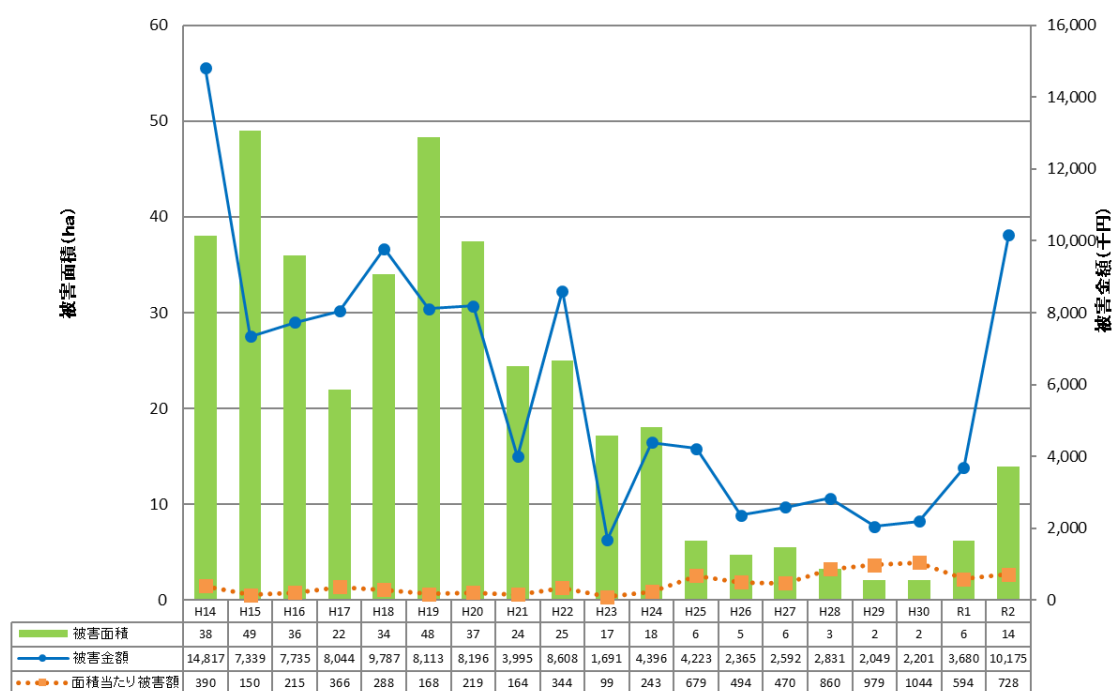


図7 ニホンザルによる農作物被害の状況

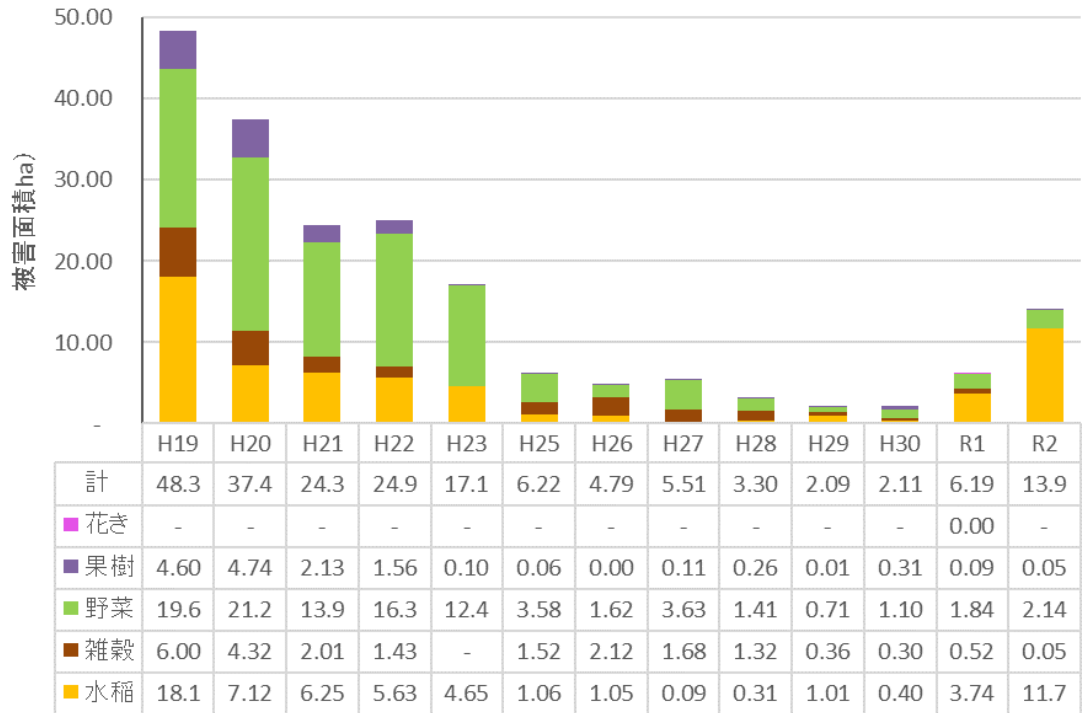


図8 ニホンザルによる作物別の農作物被害面積の推移

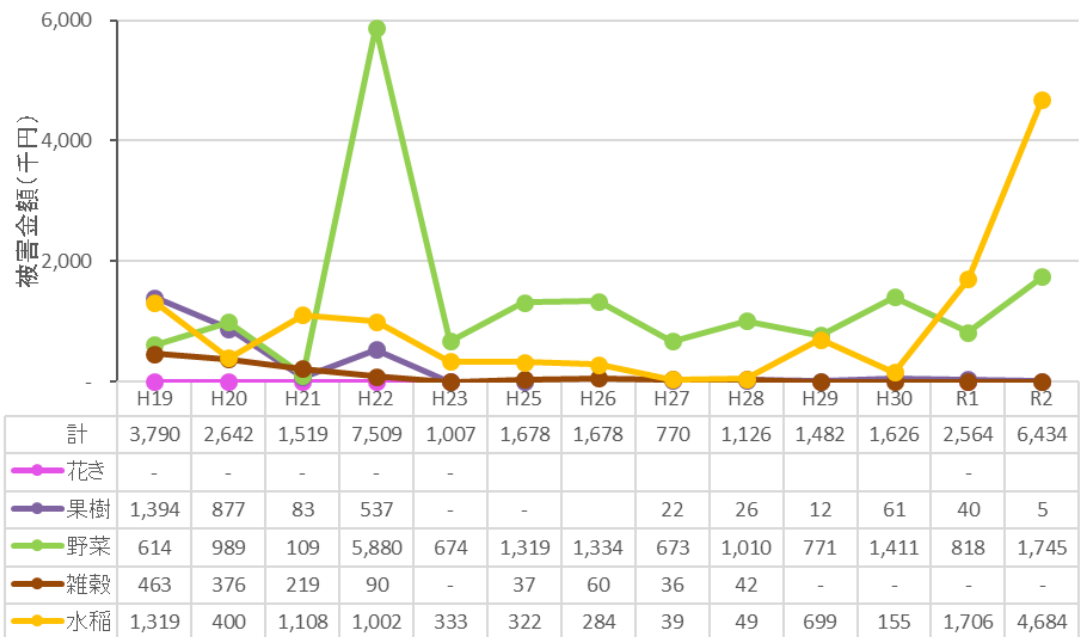


図9 ニホンザルによる作物別の農作物被害金額の推移

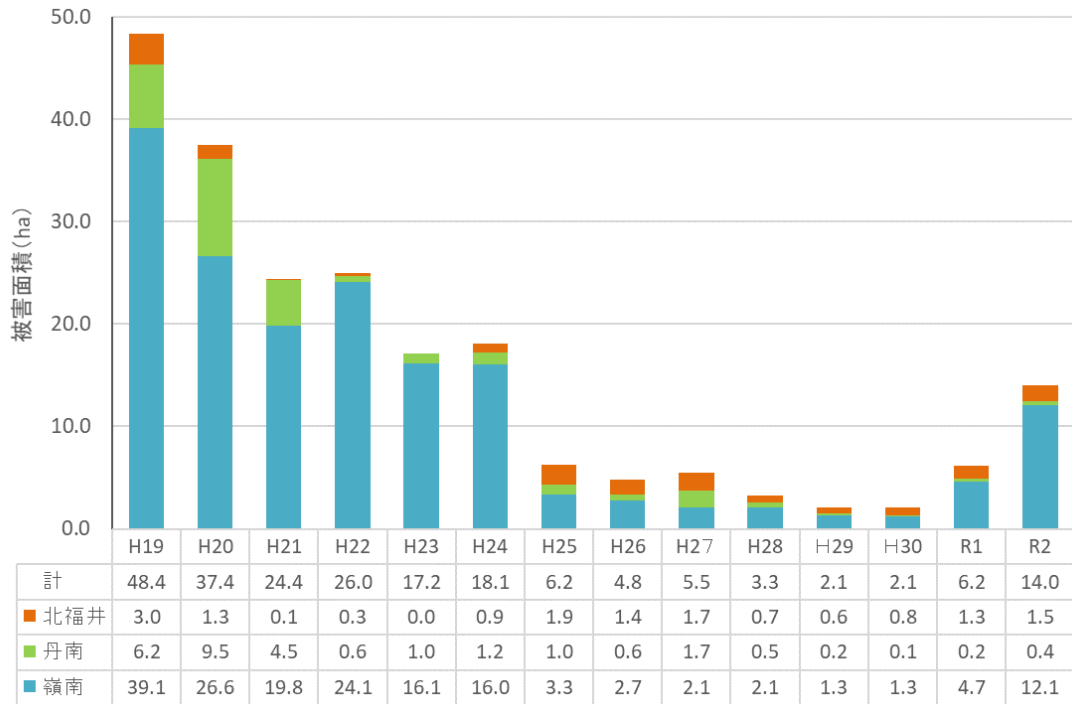


図10 ニホンザルによる管理ユニット別の農作物被害面積の推移

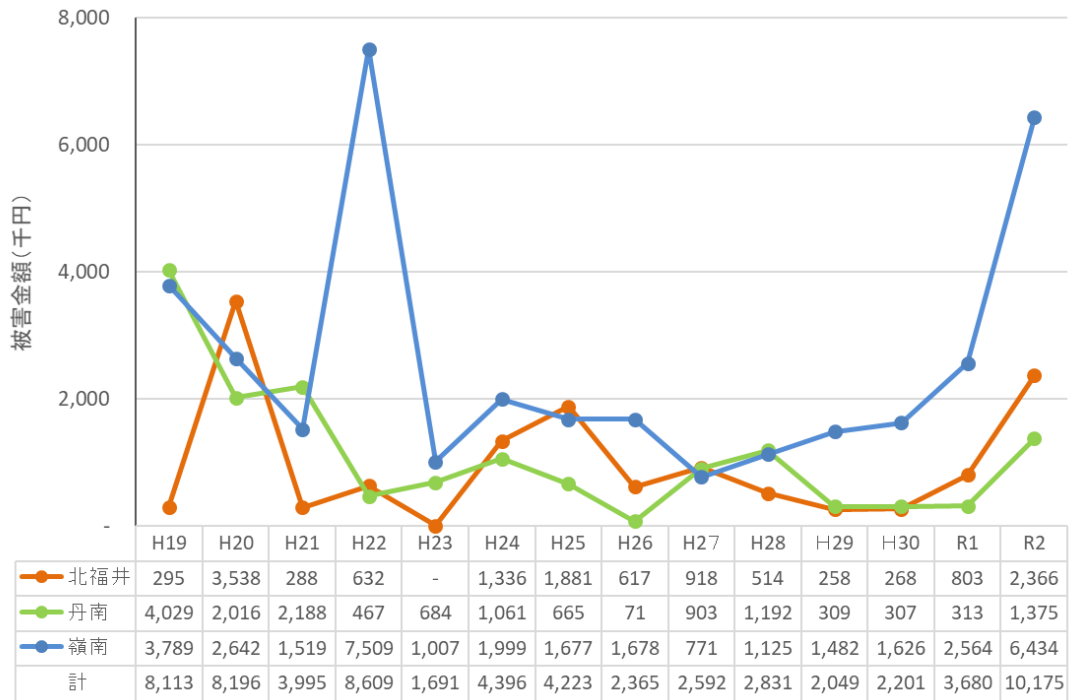


図11 ニホンザルによる管理ユニット別の農作物被害金額の推移

イ 生活環境被害

家屋侵入や人への威嚇といった生活環境被害は、嶺北4市町を除く13市町の集落・市街地等で発生している。被害は群れの分布が確認されていない地域でも発生しており、ハナレザルやオスグループによる被害が発生していると考えられる。

ウ 人身被害

確実な記録のある人身被害としては、平成 26 年 9 月から平成 27 年 1 月にかけて、若狭町でのハナレザルによる咬傷事故が数件報告されている。このほか鯖江市、越前市、敦賀市、小浜市などで、ニホンザルに威嚇された人が転んで負傷した間接的な被害事例がある。

エ 被害対策

各市町において実施されているニホンザル対策は、多い順に捕獲（13 市町）、追い払い（12 市町）、防護柵設置（9 市町）、誘引物除去（8 市町）、緩衝帯整備（3 市町）などである（表 4）。

地域住民による追い払いは、個人単位での活動が主であり、地域住民全体が関わる活動にまで至っている地域は少ない。市町によっては、行政職員や捕獲隊等への委託により、追い払いを行っている例もある。

防護柵の設置や緩衝帯の整備、誘引物の除去などの被害防除への取り組み状況は地域によって異なるが、多くの地域ではこれらの対策は徹底できていない。

表 4 市町による被害対策の実施状況

地域	管理 ユニット	地区	市町名	追い払い	防護柵	緩衝帯	誘引物除去	捕獲
嶺北 地域	北福井	福井	福井市	○				
			永平寺町	○	○		○	○
		坂井	坂井市					
		奥越	大野市	○	○	○	○	○
			勝山市	○	○	○	○	○
	丹南	丹南	鯖江市	○		○	○	○
			越前市	○				○
			池田町					○
			南越前町	○	○		○	○
			越前町	○			○	○
嶺南 地域	嶺南	二州	敦賀市	○	○			○
			美浜町	○	○		○	○
			若狭町		○			○
		若狭	小浜市	○			○	○
			おおい町		○			○
			高浜町	○	○		○	○
			合計	12	9	3	8	13

ニホンザルの群れの分布が確認されていないあわら市以外の 16 市町への聞き取りによる

わずかでも実施が確認された対策についても○を記載

(4)その他

被害防止計画の実施等に関する協議会等の設置状況

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）にもとづく被害防止計画の実施等に関する協議会は、福井県内のすべての市町に設置されている。被害防止計画において、ニホンザルによる農業被害に関する記載があるのは、12 計画中 11 計画（対象 17 市町中あわら市を除く 16 市町）である。

6 特定計画の評価と改善

第 1 期計画期間内においては、捕獲数は増加しており令和 2 年度に過去最高の 898 頭に達した。捕獲数の増加に伴い、全県における推定個体数は減少したと考えられる。しかしながら、群れ数や行動圏面積は大きく増加し、第 1 期計画で目標としていた加害群（福井県基準で加害レベル 3 以上の群れ）の半減は達成できなかった（表 5）。また、被害状況については、各地の被害防除対策の成果により、農作物被害は減少していたが、近年は被害状況が悪化し、生活環境被害も発生している。

群れ数の増加の要因は、調査の進展により新たな群れの認知が進んだことや、群れの増加と同時に推定個体数が減少していることから、群れの分裂が起きた可能性が考えられる。なお、群れ数が増加した北福井ユニットや嶺南ユニットでは、第 1 期計画期間中に十分な群れのモニタリングが行われず、捕獲対象の群れを定めない捕獲が継続されたため、群れの来歴を把握することができず、群れ数増加の要因や捕獲・被害対策の効果を検証することが困難な状況である。一方、丹南ユニットでは、関係行政機関が連携して定期的に群れの管理やモニタリング等に関する協議が行われ、すべての加害群のモニタリングと地域実施計画に基づく捕獲事業が進められた。また捕獲事業の大部分が、専門的知識や技能を有する中間支援者の意見を基に、専門業者への委託によって行われた。この結果、加害レベルの低下には至らなかったものの、群れの増加を抑え悪質個体を中心に個体数を減少させることができた。

今後は、すべての管理ユニットにおいて、捕獲対象の群れを特定し、モニタリングにより個体数や加害レベルを把握したうえで適切な捕獲手法の選択と、捕獲の効果を検証可能な体制を整備するとともに、県、市町、専門家が連携を強化し、特定計画を適切に実行するための体制を整備することにより、群れ管理や被害防除対策の実効力を高める必要がある。

表5 計画策定時の加害レベル別の群れ数比較

地域	管理ユニット	加害レベル (福井県基準)	第1期計画 平成27年度策定	第2期計画 令和4年度策定
嶺北	北福井	レベル1		
		レベル2	3群	
		レベル3	1群	12群
		レベル3～4		1群
		レベル4		
	丹南	レベル1		
		レベル2		
		レベル3	5群	4群
		レベル3～4		1群
		レベル4		
嶺南	嶺南	レベル1	2群	4群
		レベル2	4群	5群
		レベル3	27群	37群
		レベル3～4		3群
		レベル4	1群	1群
県全体		レベル1	2群	4群
		レベル2	7群	5群
		レベル3	33群	53群
		レベル3～4		5群
		レベル4	1群	1群
		合計	43群	68群

7 管理の目標

安定的な個体群維持と被害防止の管理目的のため、本計画期間内の管理目標を下記のとおり定める。

- ・ 計画的な個体群管理と被害防除対策によって加害レベル4以上の加害群をなくす。
- ・ 農作物被害を平成29年度の面積以下まで低減するとともに、生活環境や人身被害の発生を抑制する。

(1) 目標を達成するための施策の基本的考え方

県は、ニホンザルの生息状況および被害状況を、県内全域でモニタリングすることによって適正に評価し、個体群管理・被害防除対策・生息地管理において、管理ユニット毎に市町とともに必要な管理施策を検討・実施する。なお、計画策定後は、施策の実施

状況を毎年評価する専門家委員会（特定計画ワーキンググループ）を設け、施策の進捗状況およびその効果について調査した結果をもとに、次年度の施策を決定する順応的管理を行う。

①ユニット会議の開催

県と市町は、年に3回以上、各ユニット会議を開催し、関係者間による計画的な個体群管理や地域主体の被害防除対策の推進に向けて実務的な協議を行い、地域実施計画を作成する。また、地域実施計画で定める施策の進捗状況の確認や実施結果の評価を行う。

ユニット会議の構成員は、中山間農業・畜産課、各農林総合事務所・嶺南振興局、関係市町、専門家（中間支援者）とし（図15）、必要に応じてその他の関係機関等の参加を認めることとする。なお、ユニット会議に1名以上の専門家が構成員として参加していれば、ユニット会議は専門家委員会の機能を有するものとし、群れの部分捕獲や全頭捕獲の実施の可否を決定できる。

②地域実施計画の作成

県と市町は、ユニット会議において、専門家の意見を踏まえ、毎年度、各管理ユニットにおける地域実施計画を作成する。地域実施計画には、ユニット内の各群れのモニタリング状況（頭数、加害レベル、発信器装着の有無等）や捕獲・被害対策の取組状況とその成果について整理するとともに、捕獲（具体的な捕獲オプションや目標頭数）や被害対策、生息環境の保全・整備等の具体的内容を記載する。

③年度別事業実施計画の作成

県は、毎年度、事業実施計画を作成する。年度別事業実施計画では、地域実施計画の進捗やモニタリング、市町等への支援の状況を評価するとともに、次年度の方針について検討する。

(2) 外来種の扱いについて

マカカ（*Macaca*）属で特定外来生物に指定されている外来種（アカゲザル、タイワンザル、アカゲザルまたはタイワンザルとニホンザルとの交雑個体等）が発見された場合には、県は関係者と協力し、『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律』に基づき速やかに当該個体を捕獲、除去する。

8 個体群管理に関する事項

ニホンザルは、群れで行動する動物であるため、群れ単位での管理が基本となる。また、ニホンザルの群れは群れごとに個体数や加害レベルが異なるため、群れ管理を行うためには、加害群を特定し、その加害レベルや行動圏、群れの個体数等の現状把握が重要である。捕獲方針を定めない無計画な捕獲は、群れの分裂や捕獲効率の低下、捕獲の

長期化等が生じるため、群れ管理にあたっては、ユニット会議において専門家から意見を聴取し、捕獲実務上の問題について関係者間での協議を行ったうえで、地域実施計画に則して実行するものとする。

また、効果のない、あるいは効果の不明な捕獲を繰り返さないよう、捕獲を実施した後は、個体数や加害レベルなどのモニタリングを行い、捕獲目標の達成状況や捕獲の効果を検証する。

(1) 有害鳥獣捕獲と個体数調整

ニホンザルの捕獲は、有害鳥獣捕獲と個体数調整によって実施する（表 6）。

① 有害鳥獣捕獲

農林業や生活環境ならびに人身被害の防止を目的に、加害個体を主として捕獲を行い、追い払い等の被害防除対策の効果が期待できる 30 頭を下限として群れの個体数を削減することを可能とする。

また、30 頭未満の群れに対しては、加害レベルを低下させることを目的として選択捕獲により年間群れの 15%※を捕獲可能とする。ただし、専門家を交えたユニット会議において、個体数増加の抑制が必要と認められる場合は、選択捕獲以外の方法も実施可能とする。

なお、群れによる人身被害が発生した場合またはその恐れがある場合や、群れから離れて行動するハナレザルおよびオスグループによる被害が発生した場合は、群れの捕獲制限に関わらず、対象の加害個体の捕獲を行うことができる。

② 個体数調整

著しく個体数が多い、または被害が大きな群れを対象に、下限 30 頭を超えて捕獲を行うことができる。また、加害レベル 4 以上の群れについては、全頭捕獲を選択することを可能とする。ただし、地域個体群の安定的な存続を前提に、群れの配置の連続性や生息環境条件、これまでの対策状況の評価や今後の見込みをふまえ、専門家を交えたユニット会議において、実施の可否を検討する。

表 6 有害鳥獣捕獲と個体数調整の違い

許可区分	許可権者	捕獲可能数等	実施手続き
有害鳥獣捕獲	市町長	下限 30 頭まで捕獲が可能 30 頭未満の群れに対しては、選択捕獲により年間群れの 15%※を捕獲可能（ユニット会議において、個体数増加の抑制が必要と認められる場合は、選択捕獲以外の方法も実施可能）	専門家を交えたユニット会議において捕獲目標頭数、捕獲オプション等を決定し、地域実施計画に基づき捕獲を実施
個体数調整	県知事	下限 30 頭を超えて捕獲が可能 全頭捕獲対象の群れでは群れ全体の捕獲が可能	

※小数点以下は切り捨てとし、捕獲対象の性別・年齢は問わない。

(2) 個体群の管理手法と捕獲オプションの決定

ガイドラインでは、捕獲方針として、群れのなかでも加害性の高い悪質な個体を捕獲する「選択捕獲」、群れを部分的に捕獲する「部分捕獲」、群れの除去を目的とする「群れ捕獲（全頭捕獲）」の3つの捕獲オプションが示されており、捕獲オプションは加害レベルと群れ配置、個体数に応じて群れごとに決定することとしている（図12）。群れの管理にあたっては、専門家を交えたユニット会議において、これまでに行った捕獲および被害防除対策の効果を検証し、ガイドラインが示す捕獲オプションの決定手順および表7の基準に基づき、最適な捕獲オプションを適用する順応的管理を行うこととする。特に、全頭捕獲の実施については慎重に判断する。

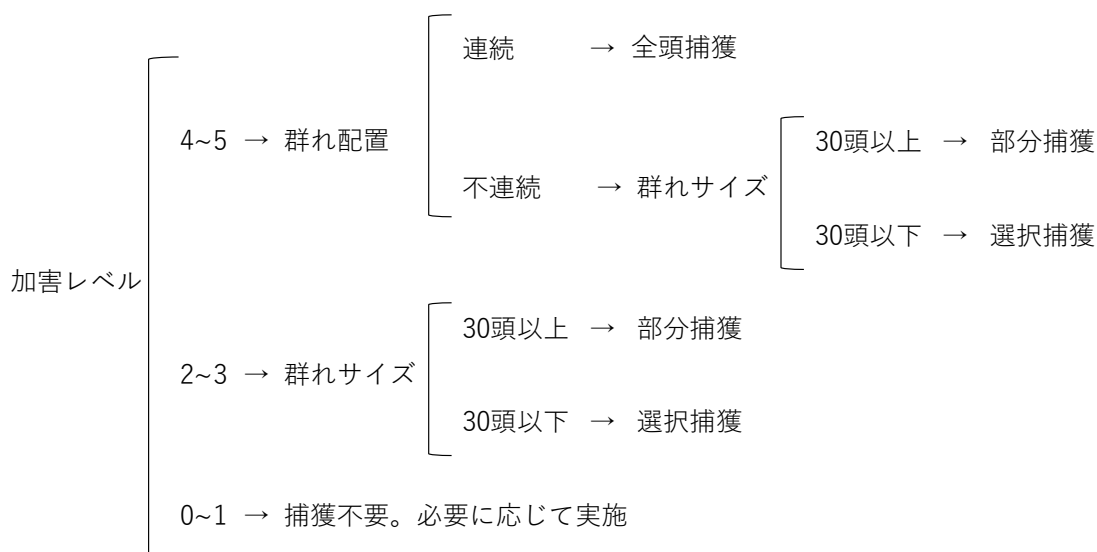


図12 捕獲オプションの決定手順

表7 捕獲オプションの選択

	選択捕獲	部分捕獲	全頭捕獲
主な対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加害レベル4以上の個体数が少ない群れ ・ 群れの加害レベル4未満の群れだが、悪質度の高い問題個体を含む群れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加害レベル3以上の個体数が多い群れで、追い払い等の住民主体の被害防除対策を実施しても効率的な成果が得られない群れ ・ 加害レベルが3未満であっても、個体数が多く分裂のおそれが高い群れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加害レベル4以上で、被害防除対策を実施しても被害の軽減が見込まれない群れ
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪質な個体の優先除去による群れの加害レベル低下 ・ 問題個体による被害の解消 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 群れの存続を前提とし、追い払い等の被害対策の効果が得られやすい30頭程度以下に個体数を減少させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 群れの全頭を除去し群れの数を減らす
手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニホンザルの個体識別が可能な捕獲技術者による麻酔銃等を用いた捕獲 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な餌付けを行ったうえで、目標頭数に適合した大型捕獲檻を用いて実施 ・ 遠隔監視装置などを利用した効率的な捕獲方法を採用することを推奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な餌付けを行ったうえで、目標頭数に適合した大型捕獲檻を用いて実施 ・ 遠隔監視装置などを利用した効率的な捕獲方法を採用することを推奨
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲後の群れの存続性が保たれていること ・ 既に防護柵の設置や組織的な追い払いなどの被害対策が適切に実施されており、捕獲後も存続する群れが被害を拡大しないよう、地域実施計画に基づき持続的に被害対策を実施しうる体制が整っていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲後の地域個体群の存続性が保たれていること ・ また、既に防護柵の設置や組織的な追い払いなどの被害対策が適切に実施されており、捕獲後も捕獲対象とする群れと隣接する群れが被害を拡大しないよう、地域実施計画に基づき持続的に被害対策を実施しうる体制が整っていること

(3) 加害レベルの判定

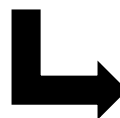
加害レベルは、群れの加害性を示す指標であり、個体数調整の実施基準や捕獲方針の決定、対策の効果検証に用いる。加害レベルは、ガイドラインの判定基準に従い、「群れの出没頻度」「平均的な出没規模」「人への反応」「集落への加害状況」「生活被害」の5項目のポイントの合計から算出し、0～5の6段階で評価する（図13）。加害レベルの判定は、出没カレンダー調査またはルートセンサス、専門家による判定によって行う。

なお、加害レベルは数年で可逆的に変化することから、計画改訂時に全県下で再評価を行う。また、管理を強化する必要がある群れに対し有害捕獲による部分捕獲や個体数調整を行う場合には、対象となる群れごとに捕獲事業前後でテレメトリー調査を実施し、加害レベルの変化を評価することとする。

ポイント	出没頻度	平均的な出没規模	人への反応	集落への加害状況	生活被害
0	山奥にいるためみかけない	群れは山から出てこない	遠くにいても、人の姿を見るだけで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的にみかける時がある	2、3頭程度 of 出没が多い	遠くにいても、人が近づくと逃げる	軽微な被害を受けている集落がある	宅地周辺のみみかける
2	通年、週に1回程度どこかの集落のみみかける	10頭未満の出没が多い	遠くにいる場合逃げないが、20m以内までは近づけない	大きな被害を受けている集落がある	庭先に来る、屋根に登る
3	通年、週に2、3回近くどこかの集落のみみかける	10～20頭程度 of 出没が多い	群れの中に、20mまで近づいても逃げないサルがいる	甚大な被害を受けている集落がある	器物を損壊する
4	通年、ほぼ毎日どこかの集落のみみかける	20頭以上の出没が多い	追い払っても逃げない、または人に近づいて威嚇するサルがいる	甚大な被害を受けている集落が3集落以上ある	住居侵入が常態化

それぞれの項目における判定は、①現地調査、②アンケート調査、③専門家もしくは行政担当官によるチェックのいずれかによって行う。個体数調整の対象群等においては、①あるいは②の手法による客観的な評価に基づいて加害レベルを判定することが望ましい。

上表の各指標のポイントを合計し、加害レベルを判定



加害レベル	合計ポイント
0	0
1	1-2
2	3-7
3	8-12
4	13-17
5	18-20



加害レベル0	群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。
加害レベル1	群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。
加害レベル2	群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。
加害レベル3	群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出す。
加害レベル4	群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。人と集落環境への慣れが進み、生活環境被害が発生する。
加害レベル5	群れ全体が通年・頻繁に出没。人と集落環境への慣れが進み、生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。

図13 加害レベルの判定基準とレベルごとの群れ特性

(4) 生息実態の把握

① 広域的な生息状況モニタリング

県は、広域的なニホンザルの生息状況として、群れの分布・群れ数・群れごとの推定個体数・加害レベルを把握する。調査方法は、出没カレンダー調査やルートセンサスを実施する（図14、ステップ1～3）。調査結果に基づいて、管理を強化すべき加害群や保全に配慮すべき群れを選定する。

② 管理を強化すべき加害群のモニタリング

市町は、管理を強化する加害群について、モニタリングを行い詳細な行動域や個体数を把握する。行動域の把握には、対象となる加害群の特定と合わせ GPS 首輪等を装着する。また、GPS 首輪により把握した詳細な位置情報は、大型檻等の設置場所の選定に活用することとする。個体数の把握は、直接観察による個体数の実測調査を実施し、その結果を捕獲目標頭数の設定と、適切な捕獲檻サイズおよび種類の検討に活用する（図 14、ステップ 4～5）。

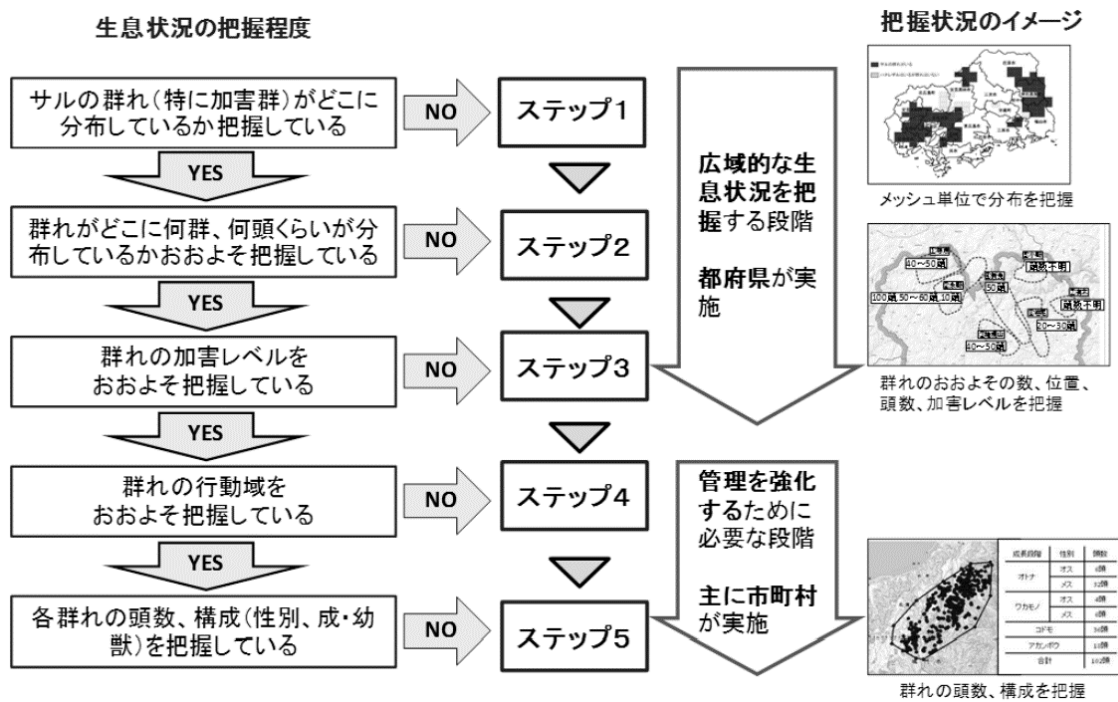


図 13 生息実態の把握手順（ガイドライン準拠）

(5) 捕獲個体の処理方法

捕獲した個体は、できる限り不必要な苦痛を与えない適切な方法で殺処分し、山野に放置することなく適正に処分する。また、ニホンザル捕獲記録票により捕獲個体の状況を記録し、管理計画を適切に推進するための資料を蓄積するよう努める。

9 被害防除対策に関する事項

被害対策の実施にあたっては、該当する地域全体が参画することを前提とした総合的な対策を行うことが重要である。したがって、各群れの生息・被害状況を地域住民に十分周知するだけでなく、地域住民が主体的に参画することが重要であることを説明し、合意形成を図る。

被害対策の基本的な項目は、誘引物除去・追い払い・防護柵の設置・緩衝帯整備などである。具体的な内容は集落環境点検により地域の実情を把握して選択する。また対策にあたっては、地域の実情に合わせて、地域住民と県、市町、JA等が連携し、各種補

助事業を活用して取り組むこととする。

各被害対策の基本的な方針は、以下の通りである。

(1)誘引物の除去

ニホンザルが、農地・集落をエサ場と認識したり、誘引されたりしないよう、住民は出荷しない農作物や二番穂、収穫残渣、生ゴミ等を放置しない。また、作付時期や収穫時期以外にエサとなるものを農地に残さない。さらに、集落内のカキ、クリ等の放任果樹は伐採や剪定を行う。

(2)防護柵の設置

ニホンザルに対しては、ワイヤーメッシュと通電式支柱を用いた電気柵を組み合わせた複合柵が非常に有効であることが確認されており、適正な設置や管理を実施することにより、農作物被害や群れの出没頻度の軽減効果が期待できるため（鈴木ほか 2013）、加害レベルや被害状況に応じてその設置を進める。

複合柵の効果を発揮させるため、県と市町は、導入前に正しい柵の設置やメンテナンスの方法など、必要な知識・情報を事前に周知し、住民は、防護柵を確実に機能させるために、設置後の維持管理を徹底する。山際や集落全体を広域的に囲う集落柵は維持管理が困難で、効果が低いため、個々の圃場を一筆ずつ守る設置方法を推奨する。個々の圃場を囲う方法であっても、集落内の多くの圃場に電気柵が設置されることで、ニホンザルにとっての餌場価値が低下するため、群れの出没頻度が減少するなど集落全体を守る効果が期待できる（鈴木ほか 2013）。

以上を踏まえ、地域住民がニホンザルに対して適正な防護柵を用い、効果的に圃場を守り、集落全体の餌場価値を低減することができるよう、県と市町はユニット会議において情報提供や支援の在り方（補助事業の要件整備）、普及計画等について検討を行う。

(3)追い払いの実施

ニホンザルの被害防除対策として、人に対する恐怖意識を学習させる適切な追い払いが有効であることが知られている。追い払いの際には、集落内の個人による方法は効果が少なく、①集落を一つの農地と意識し、集落内でサルを見た場合は必ず追い払う、②集落の誰もが追い払う、③サルの侵入した場所に集まって複数人で追い払うという「集落ぐるみの追い払い」が有効であり、それにより、ニホンザルにその集落を危険な場所と学習させ、行動域を集落から遠ざける効果が期待できる（山端 2011）。

集落ぐるみの追い払いを進めるため、県や市町は、効果的な追い払い方法の普及を行うとともに、「福井県サル出没情報共有システム」等の整備や活用促進による出没情報提供を行う。

なお、集落の状況により集落ぐるみの追い払いが実施困難な場合や、群れの個体数が極端に多い場合は、追い払いだけでは十分な効果が得られない可能性もあるため、地域の実情に応じて、さまざまな被害防止技術を組み合わせて対応する。

(4)緩衝帯の整備

林縁部を伐採（間伐あるいは皆伐）して隠れ場をなくし、緩衝帯を設けることは、ニホンザルの里地への侵入の心理的な障壁となるだけでなく、追い払いの効果を高める効果も期待できる。ただし緩衝帯でも、伐採後の草地を放置しておくとなれば、逆に隠れ場を増やすこともあるので、防護柵と同様、設置後の維持管理を徹底するよう努める。

(5)餌付け禁止の徹底

ニホンザルに対する餌付けは人馴れを促進し、危険な問題個体を生じる恐れがあるとともに、個体数増加を招き、被害発生の原因ともなるので、決して行わない。

捕獲のための餌付けを行った場合は、餌付けした個体を確実に捕獲するとともに、捕獲後は速やかに給餌を停止し、捕獲場所が餌場とならないよう管理を徹底する。

10 生息地の保護および整備に関する事項

人間とニホンザルの生活域を分け、ニホンザル地域個体群の安定的な生息地を確保するため、エサが多い多様な自然植生の保全・整備に努める。これらの対策を実施する際には、各地域の森林整備計画との整合性に配慮しながら、各種補助事業も活用する。

(1)広葉樹の割合が比較的多い森林

広葉樹林は、ニホンザルの生息に必要な果実や葉等を供給する。したがって、現存する広葉樹林は、緩衝地帯の設置等に係る整備を行う場合を除き、可能な限り減少させないようにする。

(2)針葉樹人工林の割合が比較的多い森林

間伐は、林内照度を増加させることによって下層植生を導入することになり、結果的にニホンザルのエサ資源を増加することにつながるため、特に手入れが十分にされていない植林地における適切な間伐を推進する。また、奥山の人工林では列状間伐や広葉樹の植栽等により広葉樹の侵入を促し、針広混交林や広葉樹林に誘導する。

11 モニタリング等の調査研究

状況の変化に応じて適切な計画に見直すため、また、様々な対策について県民に対して説明責任を果たすため、県および市町は以下のモニタリングを実施する。モニタリングを実施する際には、地元住民の参加や協力を得た上で行うことが望ましい。県は実施したモニタリング、および市町から報告のあったモニタリング結果について取りまとめの上で専門家委員会に報告し、特定計画において公表する。

(1)生息状況

群れの行動圏や生息数、加害レベル等は捕獲や被害対策の実施により随時変化する。また、十分に情報が得られていない群れも存在する。そこで県はおおむね5年を目途に、対処が必要な加害群すべてを対象に、行動圏や個体数を調査する。得られたデータは、地域実施計画を定める際等に、必要に応じて市町に提供する。また特定計画の改定にあわせて、県内全域の群れの状況を、出没カレンダー調査またはルートセンサスにより把握する。

市町は、集落の協力を得て、管内の群れの個体数、分布等についてできる限り把握に努め、県が実施するモニタリングの際に情報提供等の協力を行う。また、管理を強める群れに対しては、8(4)②に記載のとおり、地域実施計画に基づきGPS首輪の装着により詳細な行動域や個体数を把握する。

(2)被害発生状況

県は、集落代表者アンケート等の方法によって、統計に上らない家庭菜園等を含めた被害の発生状況について把握するとともに、対策の実施状況について評価を行う。

市町は、地元住民と連携して、出没回数、被害発生回数、被害面積、被害額等の状況を把握し、県に報告するとともに、これらを基として捕獲および被害対策の効果を評価する。

(3)被害対策実施状況

市町は、被害対策のうち防護柵等の設置状況について、実施方法・実施数量・実施場所・実施時期等を毎年記録する。追い払い、追い上げ等の実施状況についても、可能な限り把握するよう努める。

(4)捕獲状況

市町その他の捕獲実施主体は、捕獲対象となった群れについて捕獲の前後に個体数および構成を確認するとともに、捕獲したすべての個体を対象に捕獲日時・群れ名・捕獲場所・性別・年齢・写真・捕獲と処理の方法を1頭ずつ記録し、県に報告する。

12 その他管理のために必要な事項

(1)計画の実施体制

①実施体制の整備

計画の実施にあたっては、県関係機関、試験研究機関、市町、協議会、農林業者(団体)、地域住民、森林管理署、狩猟者団体等が連携するとともに、関連NPO、ボランティアからも協力を得るよう努める(図15)。

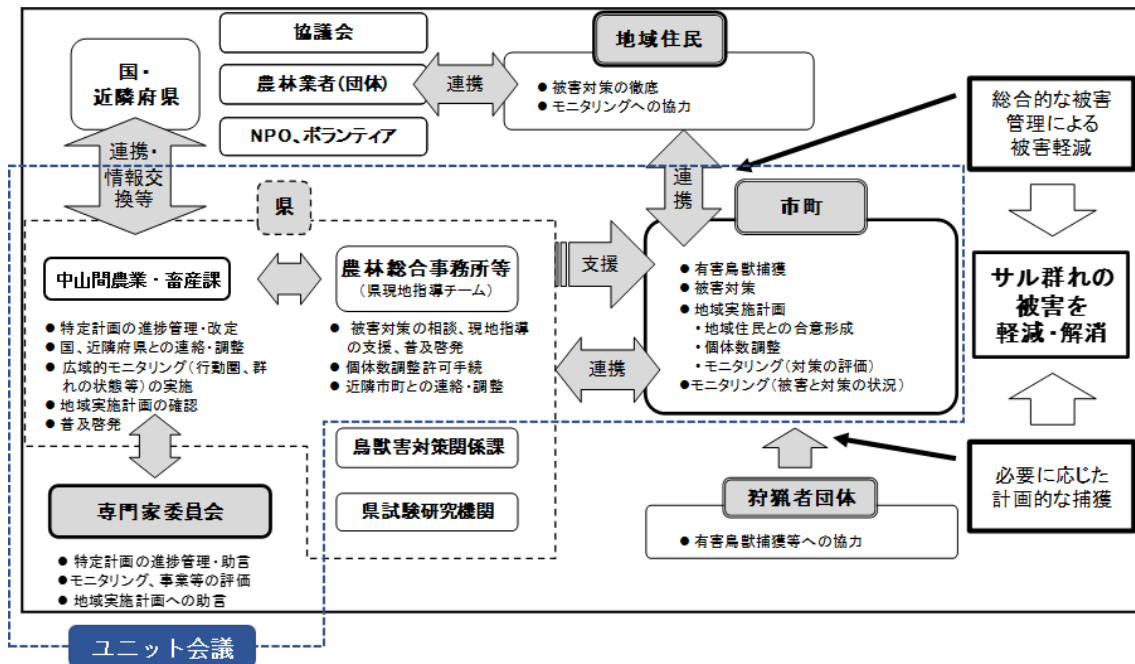


図 1 5 本計画の実施体制

②被害防止計画への反映

市町が、鳥獣被害防止特措法に基づき作成した被害防止計画については、特定計画および地域実施計画を反映したものとする。県は、特定計画および地域実施計画との整合性を確認し、必要に応じて市町と協議して被害防止計画の修正を促すなど、管理施策が適切に実施されるよう必要な指導や助言を行うものとする。

③普及啓発・合意形成

計画の実施にあたっては、地域住民はもとより幅広い関係者の理解と協力が必要不可欠である。このため県および市町は、地域内外の理解と支援を得るため、被害の現状、実施する施策等について、普及広報活動を推進する。

県は、市町の行政担当者に向けた定期的な研修会を開催し、特定計画の内容の周知と理解を図るとともに、計画の実効性を持たせるための知識・技術の普及に努める。

また市町は県と共働し、ニホンザルの生息状況など地域の実情に応じた研修会、講習会等の開催や各種広報媒体の活用などにより、地域住民に対してニホンザルとの接し方などニホンザルに関する基本的知識の啓発と、住民自らが取り組める被害対策の普及啓発に努める。

④関係府県等との連携

県および市町は、隣接する府県・市町と、生息や被害ならびに捕獲の状況および被害対策の実施状況について情報交換を行うとともに、管理事業の効果的な実施に向けて連携を図る。特に、本県と個体群が連続分布する京都府、滋賀県、岐阜県について、県境を越えて管理が必要な場合は、他府県の特定計画等との整合性を図りながら、連携した効果的な管理を推進するものとする。

引用文献

- 環境省自然環境局生物多様性センター（2004） 第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 哺乳類分布調査報告書. 環境省自然環境局生物多様性センター.
- 環境省自然環境局生物多様性センター（2011） 平成22年度自然環境保全基礎調査—特定哺乳類生息状況調査及び調査体制構築検討業務報告書. 環境省自然環境局生物多様性センター.
- Kawamoto, Y., Shotake, T., Nozawa, K., Kawamoto, S., Tomari, K. I., Kawai, S., Hayaishi, S. (2007). Postglacial population expansion of Japanese macaques (*Macaca fuscata*) inferred from mitochondrial DNA phylogeography. *Primates*, 48(1), 27-40.
- ニホンザル保護管理研究会（1994） 福井県嶺南地区野生ニホンザル生息実態調査報告書. 福井県.
- 鈴木克哉・田中利彦・田野全弘・中村智彦・稲葉一明（2013） 通電式支柱「おじろ用心棒」を用いたサル用電気柵の効果と特徴—兵庫県香美町の事例から—. 「兵庫県におけるニホンザル地域個体群の管理手法」, 兵庫ワイルドライフモノグラフ, 5, 80-86. 兵庫県森林動物研究センター.
- 鈴木克哉・山端直人・中田彩子・上田剛平・稲葉一明・森光由樹・室山泰之（2013） 有効な防護柵設置率が向上した集落におけるニホンザル出没率の減少. 「兵庫県におけるニホンザル地域個体群の管理手法」, 兵庫ワイルドライフモノグラフ, 5, 94-101. 兵庫県森林動物研究センター.
- 山端直人（2011） 集落ぐるみの追い払いがサル群の行動域や出没に与える効果. 農村計画学会誌, 30, 381-386.

第2期 福井県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）

福井県農林水産部中山間農業・畜産課

福井県福井市大手3丁目17番1号

TEL 0776-20-0414

FAX 0776-20-0651

E-mail chusankan@pref.fukui.lg.jp

